

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

柳 地 公 交 第 号
令和 4 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 柳井市地域公共交通会議
住 所 柳井市南町一丁目 10 番 2 号
代 表 者 氏 名 会 長 榊 原 弘 之

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画の名称
柳井市フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
(1) 地域の概況 本市は、山口県の南東部に位置し、沿岸部、内陸部、半島・島しょ部からなり、柳井、日積、伊陸、新庄、余田、伊保庄、阿月、大島及び平郡と大きく9つの地区に分けられる。本市の人口分布をみると、柳井地区は人口密度が高く、JR山陽本線沿いの新庄地区や大島地区においても比較的高くなっているが、北部の日積地区、伊陸地区及び南部の阿月地区、伊保庄地区の人口密度は低くなっている。また、高齢者人口の増加も進み、特に平郡地区及び日積地区は顕著である。 (2) 公共交通の現況 ①道路 本市の道路網は、国道188号、国道437号、県道柳井玖珂線、県道柳井周東線、県道光柳井線、県道柳井上関線、県道伊陸大島港線等で構成され、近隣市町や山陽自動車道のインターチェンジに連絡し、広域圏連携の軸としての役割を果たしている。 ②公共交通機関 ア 鉄道 JR山陽本線が沿岸部を東西に運行し、柳井駅、柳井港駅及び大島駅の3駅が設置されている。 イ 路線バス 路線バスは、柳井駅及び大島駅を主たる起点とし、市内を連絡する路線と広域幹線路線とが運行している。 ウ 航路 航路は、市内航路として柳井港から平郡島へのフェリーと、広域航路として柳井港から愛媛県三津浜港へのフェリー、上関町祝島への高速艇の3系統で連絡している。 (3) 地域公共交通の問題点・課題等 地域公共交通の乗降客数は、少子化に伴う通学利用者の減少に加えて、利用不便地区が広範囲に分布していることで高齢者や通勤利用者等の減少が著しく、廃止代替バスを運行するに至っている。 高齢化の更なる進展に伴い、高齢者の身体能力の低下や交通事故件数の増加等を背景として、普通免許等の返納が進むことが予想される。 このため、主に利用者層の高齢者及び通勤通学者の利用動向に配慮し、既存サービスの見直しや新たな交通手段の導入を検討することで、地域公共交通の維持・確保を図る必要がある。例えば路線バスや予約制乗合タクシー、スクールバスの有効利活用等が想定される。 (4) 地域の目標 令和2年策定の「柳井市地域公共交通網形成計画」に基づき、利便性の高いまちづくりをめざし、高齢者などの日常生活の移動手段を確保するため、バス路線の再編整備を進めると同時に、社会情勢の変化に対応した新たな形態の交通システムの導入を促進する。この交通システムは、地区特性に応じた利便性が高く、持続可能なものとする。

(5) その目標実現のための施策

周辺市町やＪＲ山陽本線と広域連絡バス等の運行事業者と連携を密にしていくことを軸とする。各地区と市中心部の連絡は、広域連絡バスや地区間連絡バスとＪＲ山陽本線を基本にし、地区内の連絡については、新たな交通手段の導入により対応するほか、路線バスが利用しにくい地域は、住民組織と連携した交通手段の運行を計画する。

(6) フィーダー系統対象地区

①日積地区及び石井南部地区

フィーダー系統対象の日積地区及び石井南部地区では、生鮮食品を扱う商店が無く、開業医が在住しておらず、市内中心部まで移動しないと日々の生活に事困る状況にある。当地区は、高低差のある地形であることに加え高齢化率が高い集落が点在していることから、交通弱者が多く存在する。

当地区の通勤・通学・通院先、商業施設等の生活圏が、市内中心部や近隣市町に集中していることから、国庫補助バス路線との接続等を考慮し、その主たる起点となっているＪＲ柳井駅を結節点として結びつける必要がある。

平成２５年１０月から、柳井市生活交通活性化計画に基づき地域公共交通確保維持事業により、柳井市日積地域で予約制乗合タクシーを開始した。さらに、令和２年９月３０日をもってバス路線が廃止されており、日積地域だけでなく、廃止バス路線沿線である石井南部地区においても、交通手段を確保・維持することが、地域住民の生活を安定的に存続させていくことへの支援施策となり、住民が地域に安心して生活していくことへと繋がる。

なお、令和２年度まで運行していた水梨～大畠駅便については、利用状況に鑑み廃止している。

②大畠地区

フィーダー系統対象の大畠地区では、生鮮食品を扱う商店が無く、市内中心部まで移動しないと日々の生活に事困る状況にある。当地区は、バス路線が令和２年９月３０日をもって廃止されており、高低差のある地形であることに加え高齢化率が高い集落が点在していることから、交通弱者が多く存在する。

また、当地区にはＪＲ大畠駅があるが、エレベーターが未設置で、ホームと列車との間に大きな段差があるため、高齢者、障害者等の移動円滑化に支障をきたしており、今後、市内中心部を円滑に移動できるフィーダー系統の必要性がますます高まると考えられる。

当地区の通勤・通学・通院先、商業施設等の生活圏が、市内中心部や近隣市町に集中していることから、国庫補助バス路線との接続等を考慮し、その主たる起点であり、令和２年度にエレベーター設置等のバリアフリー化が完了したＪＲ柳井駅を結節点として結びつける必要がある。

交通手段を確保・維持することが、地域住民の生活を安定的に存続させていくことへの支援施策となり、住民が地域に安心して生活していくことへと繋がる。

③伊陸地区及び石井北部地区

令和５年度新規フィーダー系統対象の伊陸地区及び石井北部地区では、生鮮食品を扱う店がなく、市内中心部まで移動しないと日々の生活に事困る状況にある。当地区は、令和４年９月３０日をもってバス路線が廃止される予定であり、高齢化率が高い集落が点在していることから、交通弱者が多く存在する。

また、当地区の通勤・通学・通院先、商業施設等の生活圏は、市内中心部や近隣市町に集中していることから、国庫補助バス路線との接続等を考慮し、その主たる起点となっているＪＲ柳井駅を結節点として結びつける必要がある。

交通手段を確保・維持することが、地域住民の生活を安定的に存続させていくことへの支援施策となり、住民が地域に安心して生活していくことへと繋がる

④阿月地区

令和５年度新規フィーダー系統対象の阿月地区では、生鮮食品を扱う店が無く、市内中心部まで移動しないと日々の生活に事困る状況にある。当地区は、令和４年９月３０日を

もってバス路線が廃止される予定であり、高齢化率が高い集落が点在していることから、交通弱者が多く存在する。

また、当地区の通勤・通学・通院先、商業施設等の生活圏は、市内中心部や近隣市町に集中していることから、国庫補助バス路線との接続等を考慮し、その主たる起点となっているＪＲ柳井駅を結節点として結びつける必要がある。

交通手段を確保・維持することが、地域住民の生活を安定的に存続させていくことへの支援施策となり、住民が地域に安心して生活していくことへと繋がる。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標 （２）事業の効果

３年間の目標・効果

以下、３年間について

・石井～日積区域及び石井南部区域内運行～柳井駅（月～土）

【目標】

利用実績の目標として、令和３年度の実績（１４８人／月）を上回る、月１５０人以上の利用者数と月９０回以上の稼働となるよう、地区でのＰＲや口コミなどにより利用促進を促す。

【１月当たりの利用者数】

令和７年度	令和６年度	令和５年度	昨年度 （令和３年度）
１５０人以上	１５０人以上	１５０人以上	１４８人

【効果】

予約制乗合タクシーを維持し、高齢者を含む交通弱者の外出を促進することで、健康の管理面に寄与すると考えられることや住民の交流促進に伴い地域再生や活性化に繋がる。

・遠崎～大畠区域内運行～柳井駅（月～土）

【目標】

利用実績の目標として、令和３年度の実績（１４７人／月）を上回る、月１５０人以上の利用者数と月６５回以上の稼働となるよう、地区でのＰＲや口コミなどにより利用促進を促す。

【１月当たりの利用者数】

令和７年度	令和６年度	令和５年度	昨年度 （令和３年度）
１５０人以上	１５０人以上	１５０人以上	１４７人

【効果】

予約制乗合タクシーを維持し、高齢者を含む交通弱者の外出を促進することで、健康の管理面に寄与すると考えられることや住民の交流促進に伴い地域再生や活性化に繋がる。

・落合～伊陸及び石井北部区域内運行～柳井駅（月～土）

【目標】

地域住民の利便性を向上させるため、まずサービス内容の認知を広める。また利用実績値の目標として、月１２０人以上の利用者数と月６０回以上の稼働となるよう地区でのＰＲや口コミなどにより、利用促進を促す。

【１月当たりの利用者数】

令和７年度	令和６年度	令和５年度
１２０人以上	１２０人以上	１２０人以上

【効果】

予約制乗合タクシーを維持し、高齢者を含む交通弱者の外出を促進することで、健康の管理面に寄与すると考えられることや住民の交流促進に伴い地域再生や活性化に繋がる。

・ 青木～阿月区域内運行～柳井駅（月～土）

【目標】

地域住民の利便性を向上させるため、まずサービス内容の認知を広める。また利用実績値の目標として、月 75 人以上の利用者数と月 40 回以上の稼働となるよう地区での PR や口コミなどにより、利用促進を促す。

【1 月当たりの利用者数】

令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
75 人以上	75 人以上	75 人以上

【効果】

予約制乗合タクシーを維持し、高齢者を含む交通弱者の外出を促進することで、健康の管理面に寄与すると考えられることや住民の交流促進に伴い地域再生や活性化に繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

柳井市の HP や窓口での案内等により、地域住民に事業の周知を図るとともに、地域住民の意見・要望や利用実績等を基に、関係機関、地域住民と利用促進策を検討する。（柳井市、日積地区社会福祉協議会、大畠地区社会福祉協議会、伊陸地区社会福祉協議会、阿月地区社会福祉協議会）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱という。）「表 1」添付

【添付資料】

- ①運行系統の概要一覧
- ②運行系統図（系統図、交通体系図、及び防長バス路線図）
- ③実施主体作成のチラシ

○補助要件の具備

- ①要綱別表のハ…別添運行系統の概要一覧及び運行系統図参照
- ②要綱別表のニ…バス路線との重複部分は半クローズとしている。
- ③要綱別表のホ…大畠地域：前年度に続き本補助制度を活用するもの
日積地域及び石井南部地域：前年度に続き本補助制度を活用するもの
伊陸地域及び石井北部地域：新規に本補助制度を活用するもの
阿月地域：新規に本補助制度を活用するもの

○運行予定者の選定

地域に密着した運行内容を要することから、運送事業者は、当地域を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者のうち、柳井市内に本社機能を有したうえ、運行の安全性・旅客事業の実績・乗務員の教育体制・事故の発生状況・苦情委処理体制などから判断し、事業主体において選定された。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

① 日積・石井南部地区

日積地区社会福祉協議会が運行を委託し、運行事業費から収入額（運送収入、国庫補助金額）を差し引いた額を市が補助金として交付する。

【運行概要】

○運行系統

石井～日積・石井南部区域内運行～柳井駅（月～土、祝日運休）

○運行ダイヤ

午前4便 日積・石井南部地区⇒柳井駅

柳井駅⇒日積・石井南部地区

午後3便 柳井駅⇒日積・石井南部地区

○料金

日積・石井南部地区～柳井地区 一乗車 500円

日積・石井南部地区内相互 一乗車 300円

② 大島地区

大島地区社会福祉協議会が運行を委託し、運行事業費から収入額（運送収入、国庫補助金額）を差し引いた額を市が補助金として交付する。

【運行概要】

○運行系統

遠崎～大島区域内運行～柳井駅（月～土、祝日運休）

○運行ダイヤ

午前3便 大島地区⇒柳井駅

柳井駅⇒大島地区

午後3便 大島地区⇒柳井駅

柳井駅⇒大島地区

○料金

大島地区～柳井地区 一乗車 500円

大島地区内相互及び柳井地区内相互 一乗車 300円

③伊陸地区

大島地区社会福祉協議会が運行を委託し、運行事業費から収入額（運送収入、国庫補助金額）を差し引いた額を市が補助金として交付する。

【運行概要】

○運行系統

落合～伊陸及び石井北部区域内運行～柳井駅（月～土、祝日運休）

○運行ダイヤ

午前4便 伊陸・石井北部地区⇒柳井駅

柳井駅⇒伊陸・石井北部地区

午後3便 伊陸・石井北部地区⇒柳井駅

柳井駅⇒伊陸・石井北部地区

○料金

伊陸及び石井北部地区～柳井地区 一乗車 500円

伊陸及び石井北部地区内相互 一乗車 300円

④阿月地区

阿月地区社会福祉協議会が運行を委託し、運行事業費から収入額（運送収入、国庫補助金額）を差し引いた額を市が補助金として交付する。

【運行概要】

○運行系統

青木～阿月区域内運行～柳井駅（月～土、祝日運休）

○運行ダイヤ

午前3便 阿月地区⇒柳井駅

柳井駅⇒阿月地区

午後2便 柳井駅⇒阿月地区

○料金

阿月地区～柳井地区 一乗車 500円

阿月地区内相互 一乗車 300円

⑤共通事項

小学生以下：半額（10円未満の端数は切り上げ）

3歳未満：無料、ただし同伴者がいない場合は半額運賃を徴収

障害者：以下の表のとおり

障害者手帳		割引対象者		割引率	介護人について
種類	種別・等級	所持者	介護人		
身体障害者手帳	第一種	○	○	5割引	第一種身体障害者手帳所持者と同乗される方
	第二種	○	×		
療育手帳	第一種またはA	○	○		第一種またはAの療育手帳所持者と同乗される方
	第二種またはB	○	×		
精神障害者保健福祉手帳	第一級または12歳未満の精神障害者	○	○		第一級精神障害者手帳保持者または12歳未満の精神障害者と同乗される方
	上記以外	○	×		

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

柳井三和交通株式会社 柳井第一交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

記載なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
補助金交付要綱「表5」添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額	
該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
【平成 25 年度】	
平成 25 年 5 月 9 日	柳井市地域公共交通会議 許認可、制度実施、NW計画策定等
平成 25 年 5 月 27 日	生活交通ネットワーク計画策定に係る文書協議 NW計画書の修正
平成 25 年 6 月 5 日	生活交通ネットワーク計画策定に係る文書協議 NW計画書の合意
平成 25 年 6 月 17 日	生活交通ネットワーク計画策定に係る文書報告 NW計画書
平成 26 年 1 月 21 日	日積地区社会福祉協議会三役協議 利用促進等
平成 26 年 3 月 6 日	日積地区社会福祉協議会三役協議 制度、利用促進等
【平成 26 年度】	
平成 26 年 5 月 4 日	日積地区社会福祉協議会三役協議 NW 計画策定等
平成 26 年 6 月 2 日	生活交通ネットワーク計画策定に係る文書協議 制度継続、NW計画策定等
平成 26 年 12 月 16 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
平成 27 年 6 月 16 日	地域内フィード-確保維持計画策定に係る文書協議 制度継続、確保維持計画策定等
【平成 27 年度】	
平成 27 年 7 月 1 日	日積地区社会福祉協議会理事会 制度改正要望
平成 27 年 10 月 28 日	日積地区社会福祉協議会三役協議 制度改正に関する協議
平成 28 年 1 月 6 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
平成 28 年 2 月 5 日	日積地区社会福祉協議会理事会 制度改正に関する協議
平成 28 年 2 月 26 日	柳井市生活交通活性化協議会 制度改正に関する協議
【平成 28 年度】	
平成 28 年 5 月 19 日	柳井市地域公共交通会議 制度改正の承認、確保維持計画策定等
平成 29 年 1 月 13 日	地域内フィード-系統確保維持事業に係る文書協議 事業評価
【平成 29 年度】	
平成 29 年 6 月 21 日	柳井市地域公共交通会議 制度継続、確保維持計画策定等
平成 30 年 1 月 10 日	地域内フィード-系統確保維持事業に係る文書協議 事業評価
【平成 30 年度】	
平成 30 年 6 月 25 日	柳井市地域公共交通会議 制度継続、確保維持計画策定等
平成 30 年 12 月 25 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
【令和元年度】	
令和元年 6 月 6 日	柳井市地域公共交通会議 制度継続、確保維持計画策定等
令和元年 12 月 20 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
【令和 2 年度】	
令和 2 年 6 月 23 日	柳井市地域公共交通会議 制度改正の承認、大畠地区新規導入の承認、確保維持計画策定等
令和 3 年 1 月 8 日	柳井市地域公共交通会議 地域内フィード-系統確保維持計画の変更 事業評価
【令和 3 年度】	
令和 3 年 6 月 25 日	柳井市地域公共交通会議 地域内フィード-系統確保維持計画策定に係る文書協議
令和 4 年 1 月 7 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
令和 4 年 5 月 25 日	柳井市地域公共交通会議 制度継続、確保維持計画策定等
今後、年 2 回開催予定	

21. 利用者等の意見の反映状況

日積地区は平成 26 年度に運行開始した後、平成 26 年秋に日積地区社会福祉協議会生活交通推進委員会が主体となって、地区住民を対象としたアンケートを実施し、要望等を取りまとめた。その後、関係機関と協議を重ね、運行日や運賃など地区住民の利便性の向上に繋がる制度改正を策定した。また、令和 3 年度運行から路線バスを廃止し、予約制乗合タクシーへ全面移行することを受け、令和元年 10 月から令和 2 年 2 月まで住民へのアンケートや意見交換会を実施し、運行計画に反映させた。

大畠地区は、平成 30 年 11 月に実証運行を実施した後、利用者等のアンケートを実施し、運行計画に反映させた。本計画の策定に際しては、理事会意見及び各種アンケート、関係自治会意見等々の内容を踏まえたうえで実施している。また、乗入施設の同意や関係機関との調整を行った。

伊陸地区は、令和 5 年度運行開始を目指し交通対策検討委員会が主体となり、地区住民を対象としたアンケートを実施し、要望等を取りまとめた。住民へのアンケートや説明会等の意見交換の場を踏まえ運行回数や運賃等を決定した。

阿月地区は、令和 5 年度運行開始を目指し阿月地区社会福祉協議会地域交通部会が主体となりアンケートを実施。アンケート実施に先立ち住民説明会も開催した。住民へのアンケートや説明会等の意見交換の場を踏まえ運行回数や運賃等を決定した。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	柳井市地域公共交通会議委員名簿（別紙のとおり）
関係市区町村	柳井市地域公共交通会議委員名簿（別紙のとおり）
交通事業者・交通施設管理者等	柳井市地域公共交通会議委員名簿（別紙のとおり）
地方運輸局	柳井市地域公共交通会議委員名簿（別紙のとおり）
その他協議会が必要と認める者	柳井市地域公共交通会議委員名簿（別紙のとおり）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 山口県柳井市南町一丁目 10 番 2 号

（所 属） 柳井市経済部商工観光課

（氏 名） 地久里 真人

（電 話） 0820-22-2111 内線 363

（e-mail） shokokanko@city-yanai.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
柳井市	柳井三和交通(株)	(1) 柳井駅便(Ⅰ系統)	石井	日積地区	柳井駅	往 km 復 km	297日	1080回		区域	① ②(1)	柳井駅で補助対象地域間 幹線系統の防長交通(株) 徳山駅前～柳井駅前線と 接続	③
	柳井三和交通(株)	(2) 柳井駅便(Ⅱ系統)	遠崎	大畠地区	柳井駅	往 km 復 km	297日	780回		区域	① ②(1)	柳井駅で補助対象地域間 幹線系統の防長交通(株) 徳山駅前～柳井駅前線と 接続	③
	柳井三和交通(株)	(3) 柳井駅便(Ⅲ系統)	落合	伊陸地区	柳井駅	往 km 復 km	297日	720回		区域	① ②(1)	柳井駅で補助対象地域間 幹線系統の防長交通(株) 徳山駅前～柳井駅前線と 接続	①
	柳井第一交通(株)	(4) 柳井駅便(Ⅳ系統)	青木	阿月地区	柳井駅	往 km 復 km	297日	480回		区域	① ②(1)	柳井駅で補助対象地域間 幹線系統の防長交通(株) 徳山駅前～柳井駅前線と 接続	①
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	柳井市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	20,746
交通不便地域等	30,799

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
28,201	旧柳井市	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
2,598	旧大畠町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
柳井市地域公共交通網形成計画	令和2年6月23日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

運行系統の概要一覧

令和5年度生活交通確保維持計画

申請番号	運行事業者	系統名	運行系統(区域)	運行日	運行回数／日	運行キロ程又はサービス提供時間	結節点(バス停・駅・港等)	運行態様	備考
1	柳井三和交通(株)	柳井駅便 (Ⅰ系統)	日積地域(石井～日積地区～柳井駅)	月～土(祝日運休)	7回／日	1. 0時間	地域間幹線バス系統 防長交通(株)(徳山駅～柳井駅前線:柳井駅前バス停)	区域運行 (デマンド型)	
2	柳井三和交通(株)	柳井駅便 (Ⅱ系統)	大畠地域(遠崎～大畠地区～柳井駅)	月～土(祝日運休)	6回／日	1. 0時間	地域間幹線バス系統 防長交通(株)(徳山駅～柳井駅前線:柳井駅前バス停)	区域運行 (デマンド型)	
3	柳井三和交通(株)	柳井駅便 (Ⅲ系統)	伊陸地域(落合～伊陸地区～柳井駅)	月～土(祝日運休)	7回／日	1. 0時間	地域間幹線バス系統 防長交通(株)(徳山駅～柳井駅前線:柳井駅前バス停)	区域運行 (デマンド型)	
4	柳井第一交通(株)	柳井駅便 (Ⅳ系統)	阿月地域(青木～阿月地区～柳井駅)	月～土(祝日運休)	5回／日	1. 0時間	地域間幹線バス系統 防長交通(株)(徳山駅～柳井駅前線:柳井駅前バス停)	区域運行 (デマンド型)	

＜各根拠資料＞

◆R5計画運行回数は令和3年度の実績を踏まえて以下のとおりとした。

[illegible]

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

- ・ 人口集中地区以外の地区

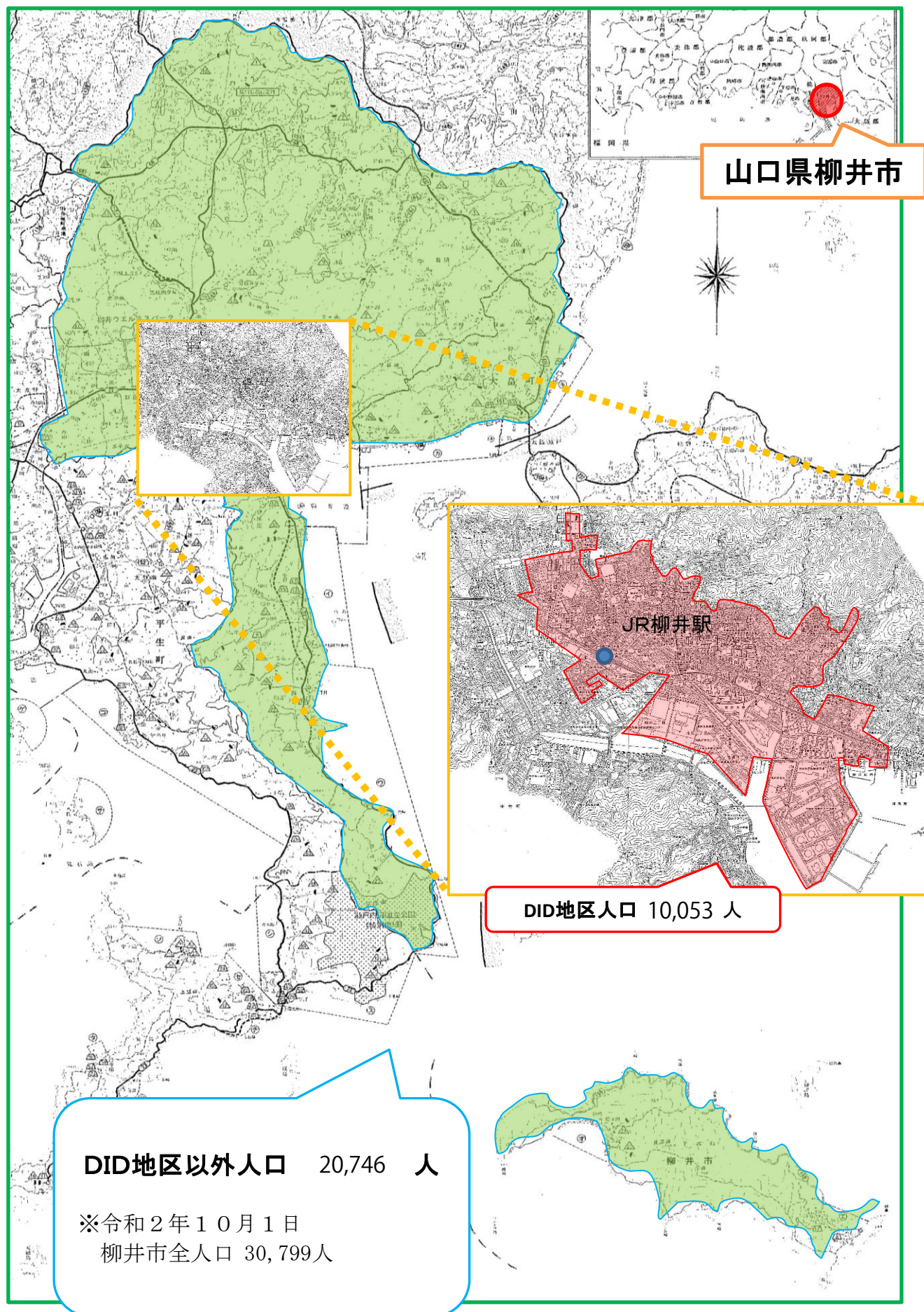


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 旧柳井市

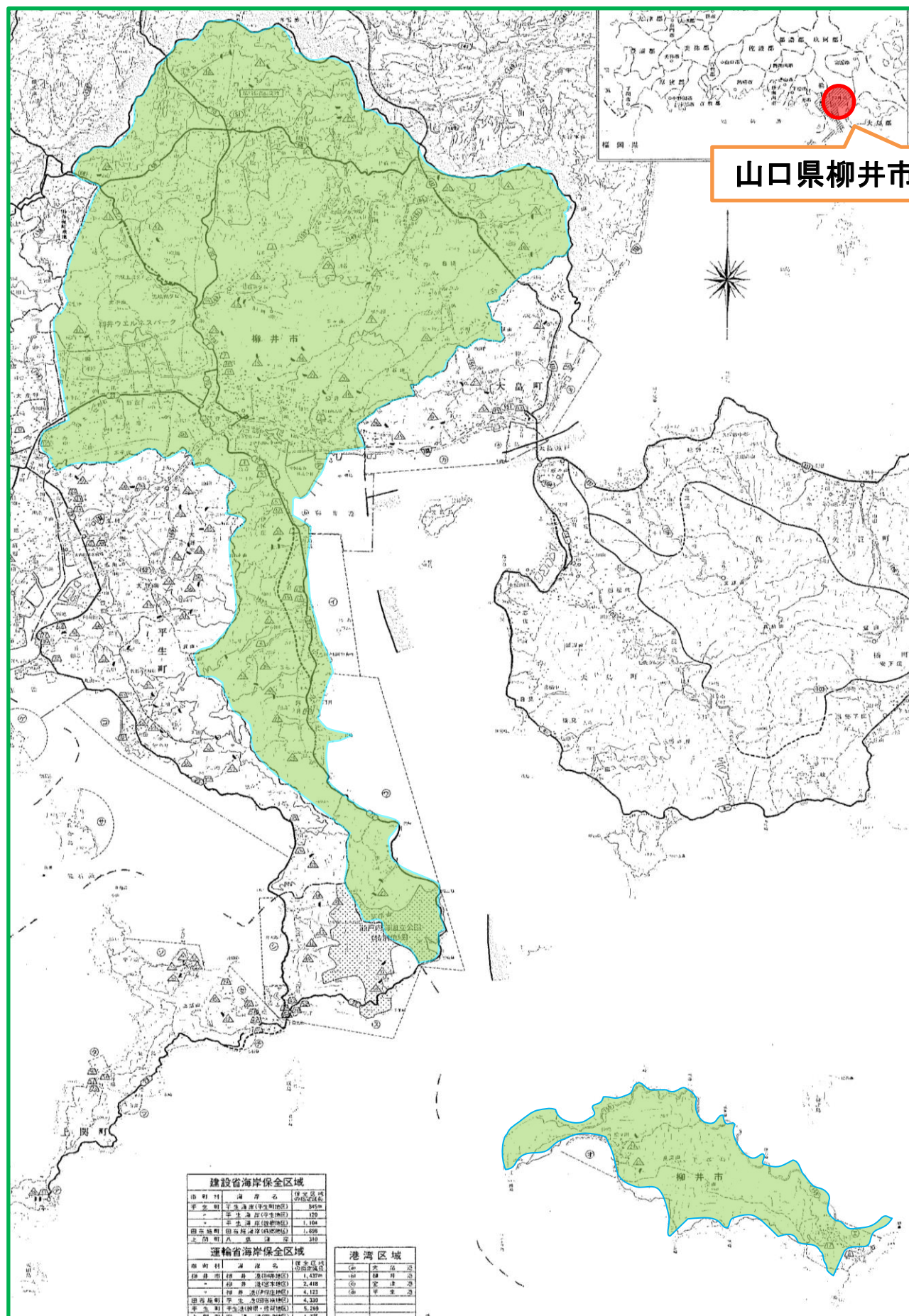
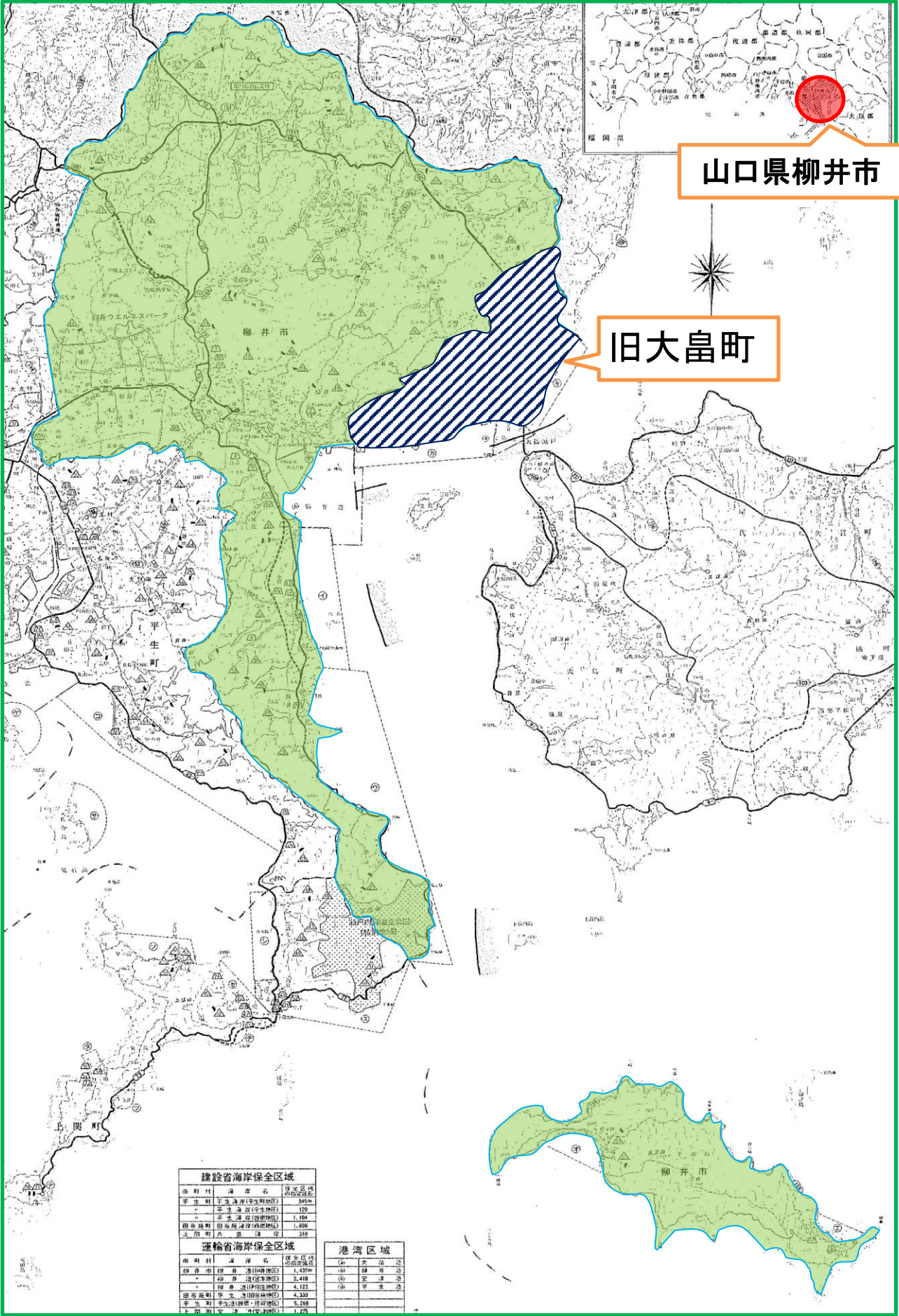
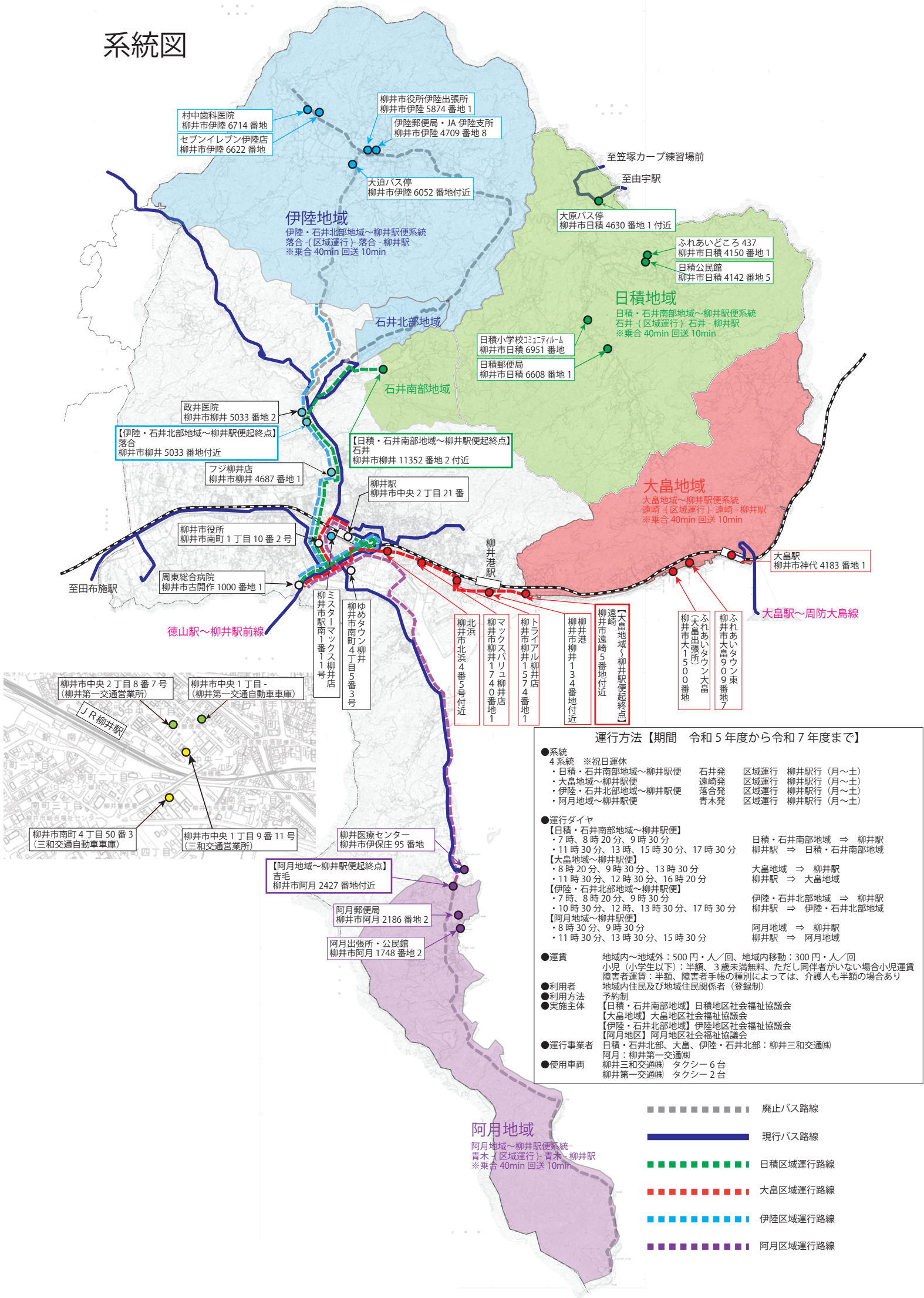


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 旧大畠町



系統図



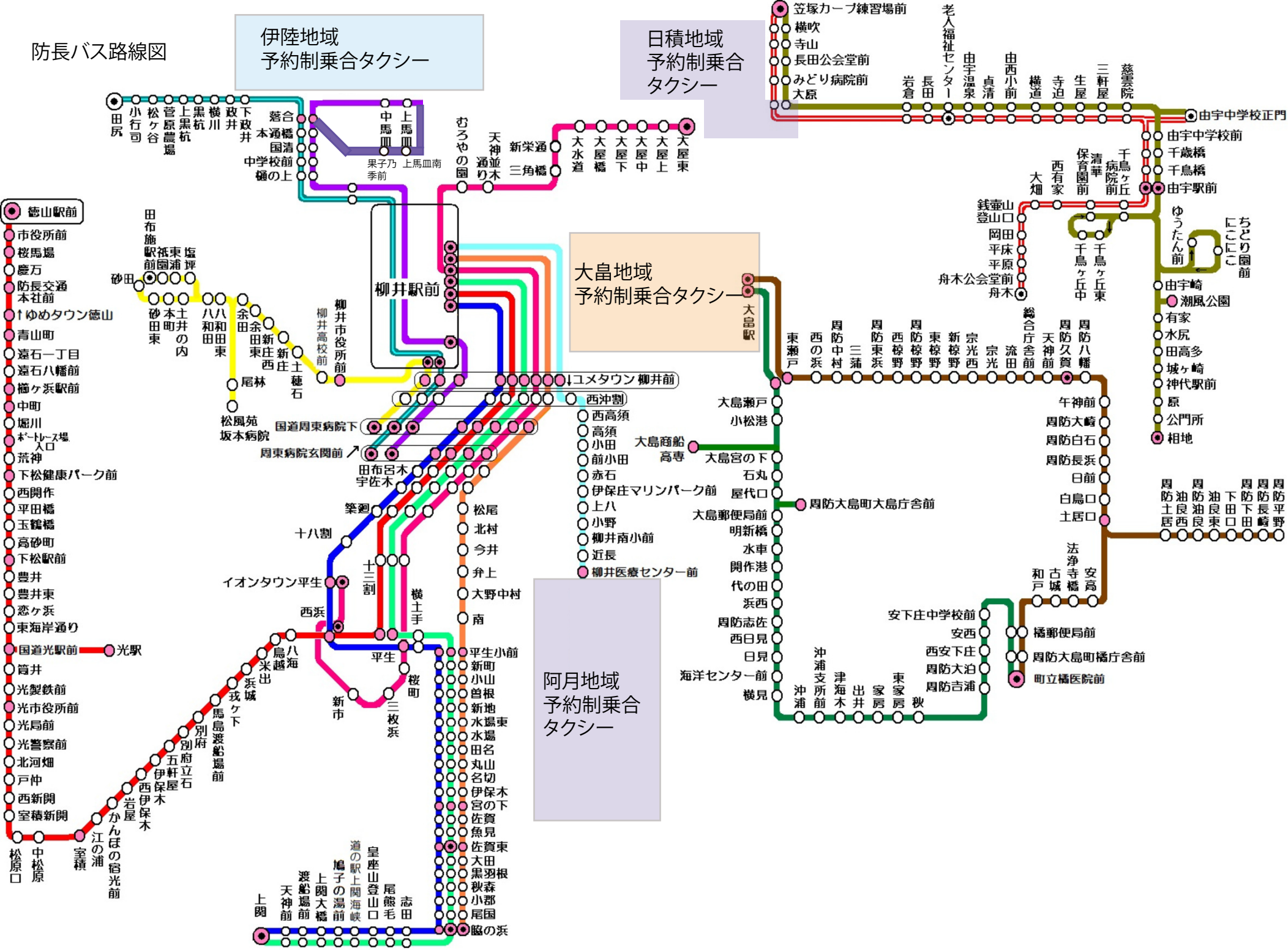
防長バス路線図

伊陸地域
予約制乗合タクシー

日積地域
予約制乗合
タクシー

大畠地域
予約制乗合タクシー

阿月地域
予約制乗合
タクシー



利用予約は(0820) **22-3333** (柳井三和交通)

「ひづみふれあい号」ルート・ダイヤ

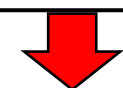
令和2年10月1日改正

行き(石井発)
午前7時
午前8時20分
午前9時30分

※石井から日積地区
に入る時刻です。
※前日午後5時までに
予約してください。



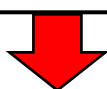
日積・石井南部地区
(自宅まで送迎)



政井医院(敷地内)



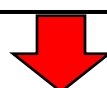
落合



フジ柳井店(建物入口)



国清
(広島行高速バス)



市役所(正面玄関)



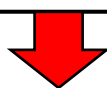
柳井市役所前



周東病院(玄関近く)



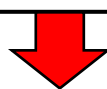
周東病院
周東病院前



ゆめタウン(宝くじ売場付近)



西沖割
ゆめタウン柳井前



柳井駅(トイレ前)



柳井駅前



帰り(柳井駅発)
午前11時30分
午後1時
午後3時30分
午後5時30分

※柳井駅発1時間前
までに予約して
ください。

※日曜・祝日は運休します。
※所要時間は約50分です。
※予約の状況により到着時刻が前後します。
※JR等により乗り継ぐ場合は予約時にお知らせください。

お問い合わせ・利用登録は
日積地区社会福祉協議会(事務局:日積公民館)
TEL 28-0001 FAX 28-0051

ひづみふれあい号利用の手引き(予約制乗合タクシー)

まずは登録をしてください

利用登録が必要です。日積地区社会福祉協議会(日積公民館)で利用登録してください。

利用したいときは

利用するときは、行きは前日午後5時まで、帰りは柳井駅発1時間前まで受付しますので、柳井三和交通に電話で予約してください。

柳井三和交通 (0820)22-3333

電話予約の仕方(例)

利用者 「ひづみふれあい号の予約をお願いします」と必ず教えてください。
三和タクシー 「ひづみふれあい号ですね。お客様のお名前と自治会を(住所)をお願いします」
利用者 「〇〇自治会(住所)の日積花子です」
三和タクシー 「ご予約は何日の何時の便で、どこで乗車され、どちらまで利用されますか。」
利用者 「明日10日の日積発7時の便で、自宅から周東病院までお願いします。」
三和タクシー 「お帰りは利用されますか。」
利用者 「はい、利用します。11時30分の便で、ゆめタウン柳井から乗ります。」
三和タクシー 「ありがとうございます。ご利用は10日で、行きは7時の便で周東病院まで、お帰りは11時30分の便でゆめタウン柳井から乗車ですね。最後にお電話番号をお願いします。」
利用者 「28-〇〇〇〇です。」
(※携帯電話をお持ちの場合は、その番号をお知らせください。)
三和タクシー 「ありがとうございます。ご予約承りました。もし、変更、キャンセルが生じた場合は1時間前までにご連絡ください。」

乗車するとき

タクシー(ジャンボ、普通)にひづみふれあい号の表示がありますので、お名前を言って乗車してください。

料金の支払い

タクシーから降りる際に500円(片道1人)現金にてお支払ください。

小児(小学生以下)半額、3歳未満無料(ただし同伴者がいない場合は小児運賃)
障がい者手帳所持者:半額(等級によっては同乗する介護人も半額になることがあります。)

利用のルール

- ① 予約変更、取消は、当日の出発時刻の1時間前までに柳井三和交通へ連絡してください。
- ② 介護や支援が必要な方は介護者や支援者と同乗ください。(介護者、支援者料金必要)
- ③ 乳幼児は保護者と一緒にご利用ください。
- ④ 基本的には自宅まで行きますが、道路事情により行かない場合があります。
- ⑤ 『ひづみふれあい号』は予約者同士の相乗りとなります。
- ⑥ 予約の状況により、到着時間が前後する場合があります。
- ⑦ 行きのみ、帰りのみの利用もできます。お気軽に申し込みください。

令和4年10月1日(土)から、大畠地区予約制乗合タクシー

「大畠うずしお号」の時刻が変わります

●行き(大畠地区→柳井駅)※遠崎から大畠地区に入る時刻

令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
8:20(午前8時20分)	8:20(午前8時20分)
9:30(午前9時30分)	9:30(午前9時30分)
	<u>13:30(午後1時30分)</u>

行きの便は、前日の午後5時までに柳井三和交通へ予約してください

●帰り(柳井駅→大畠地区)※柳井駅発時刻

令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
11:30(午前11時30分)	11:30(午前11時30分)
13:00(午後1時)	<u>12:30(午後 0 時30分)</u>
16:20(午後4時20分)	16:20(午後4時20分)

帰りの便は、柳井駅発時刻の1時間前までに柳井三和交通へ予約してください

●運行ルート

自宅⇄大畠駅・最所クリニック・ふれあいタウン大畠⇄柳井港⇄トライアル柳井店⇄マックスバリュ柳井店⇄北浜(松井クリニック付近)⇄ゆめタウン⇄周東病院⇄市役所⇄柳井駅

※利用するには、あらかじめ利用登録が必要です

お問い合わせ・利用登録は
大畠地区社会福祉協議会(事務局:大畠総合センター)
TEL 45-3211 FAX 45-3212

利用予約は柳井三和交通(TEL22-3333)へ



利用予約は(0820)22-3333(柳井三和交通)

「いかち まいか号」運行表

令和4年10月1日より

行き(落合発)

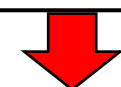
午前7時
午前8時20分
午前9時30分

※前日午後5時までに
予約してください。



伊陸(自宅まで送迎)

伊陸地区内の停留所:大迫バス停(広島行高速バス)、
セブンイレブン、村中歯科、伊陸出
張所、JA伊陸支所、伊陸郵便局



政井医院(敷地内)



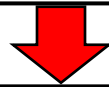
落合



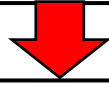
フジ柳井店(建物入口)



国清



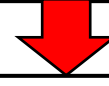
ミスターマックス(建物入口)



市役所(正面玄関)



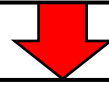
柳井市役所前



周東病院(玄関近く)



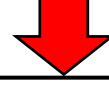
周東病院玄関前
国道周東病院下



ゆめタウン(宝くじ売場付近)



西沖割
ゆめタウン柳井前



柳井駅(トイレ前)



柳井駅前



帰り(柳井駅発)

午前10時30分

正午

午後1時30分

午後5時30分

※柳井駅発1時間前まで
に予約してください。

※日曜・祝日は運休します。

※所要時間は約40分です。

※予約の状況により到着時刻が前後します。

※JR等により乗り継ぐ場合は予約時にお知らせください。

お問い合わせ・利用登録
伊陸地区社会福祉協議会
(事務局:伊陸公民館)

TEL 26-0001

FAX 26-0041

いかち まいか号利用の手引き(予約制乗合タクシー)

まずは登録をしてください

利用登録が必要です。伊陸地区社会福祉協議会(伊陸公民館)で利用登録してください。

利用したいときは

利用するときは、行きは前日午後5時まで、帰りは柳井駅発1時間前まで受付しますので、柳井三和交通に電話で予約してください。

柳井三和交通 (0820)22-3333

電話予約の仕方(例)

利用者 「いかち まいか号の予約をお願いします」と必ず教えてください。

三和タクシー 「いかち まいか号ですね。お客様のお名前と自治会を(住所)をお願いします」

利用者 「〇〇自治会(住所)の伊陸花子です」

三和タクシー 「ご予約は何日の何時の便で、どこで乗車され、どちらまで利用されますか。」

利用者 「明日10日の7時の便で、自宅から周東病院までお願いします。」

三和タクシー 「お帰りは利用されますか。」

利用者 「はい、利用します。正午の便で、ゆめタウン柳井から乗ります。」

三和タクシー 「ありがとうございます。ご利用は10日で、行きは7時の便で周東病院まで、お帰りは正午の便でゆめタウン柳井からご乗車ですね。最後にお電話番号をお願いします。」

利用者 「26-〇〇〇〇です。」

(※携帯電話をお持ちの場合は、その番号をお知らせください。)

三和タクシー 「ありがとうございます。ご予約承りました。もし、変更、キャンセルが生じた場合は1時間前までにご連絡ください。」

乗車するとき

タクシー(ジャンボ、普通)にいかち まいか号の表示がありますので、お名前を言って乗車してください。※ひづみふれあい号、大畠うずしお号、阿月神明号と間違えないようご注意ください。

料金の支払い

タクシーから降りる際に、現金にてお支払ください。

伊陸地区～柳井地区：**500 円**、伊陸地区内のみ：**300 円**

小児(小学生以下)半額、3歳未満無料(ただし同伴者がいない場合は小児運賃)

障がい者手帳所持者：半額(等級によっては同乗する介護人も半額になることがあります。)

利用のルール

- ① **予約変更、取消は、当日の出発時刻の1時間前までに柳井三和交通へ連絡**してください。
- ② 介護や支援が必要な方は介護者や支援者と同乗ください。(介護者、支援者料金必要)
- ③ 乳幼児は保護者と一緒にご利用ください。
- ④ 基本的に自宅まで行きますが、道路事情により自宅付近までの送迎となることがあります。
- ⑤ 『いかち まいか号』は予約者同士の相乗りとなります。
- ⑥ 予約の状況により、到着時間が前後する場合があります。
- ⑦ 行きのみ、帰りのみの利用もできます。お気軽に申し込みください。

利用予約は(0820) **22-0061** (柳井第一交通)

「阿月神明号」ルート・ダイヤ

令和4年10月1日運行開始



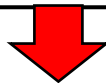
行き(青木発)
午前8時30分
午前9時30分

※タクシーが青木から
阿月地区に迎えに
来る時刻です。
※前日午後5時までに
予約してください。

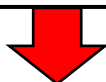
阿月地区(自宅まで送迎)



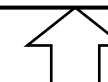
阿月出張所



阿月郵便局



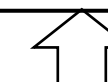
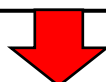
柳井医療センター(玄関)



ゆめタウン(宝くじ売場付近)



周東病院(玄関近く)



柳井市役所(正面玄関)



柳井駅(トイレ前)



帰り(柳井駅発)
午前11時30分
午後 1時30分
午後 3時30分

※柳井駅発1時間前
までに予約して
ください。

※日曜・祝日は運休します。

※予約の状況により、到着時刻や目的地までの所要時間が前後することがあります。

※JR等により乗り継ぐ場合は、予約時にお知らせください。

※利用するには、あらかじめ阿月地区社会福祉協議会に利用登録が必要です。

お問い合わせ・利用登録は 阿月地区社会福祉協議会(事務局:阿月出張所)
TEL 27-0001 FAX 27-0021

阿月神明号利用の手引き(予約制乗合タクシー)

まずは登録をしてください

利用登録が必要です。阿月地区社会福祉協議会(阿月出張所)で利用登録してください。

利用したいときは

利用するときは、**行きは前日午後5時まで**、帰りは柳井駅発1時間前まで受付しますので、柳井第一交通に電話で予約してください。

柳井第一交通 (0820)22-0061

電話予約の仕方(例)

- 利用者 「阿月神明号の予約をお願いします」と必ず教えてください。
- 第一タクシー 「阿月神明号ですね。お客様のお名前と自治会を(住所)をお願いします」
- 利用者 「〇〇自治会(住所)の阿月花子です」
- 第一タクシー 「ご予約は何日の何時の便で、どこで乗車され、どちらまで利用されますか。」
- 利用者 「明日〇日の阿月発8時30分の便で、自宅から周東病院までをお願いします。」
- 第一タクシー 「お帰りは利用されますか。」
- 利用者 「はい、利用します。11時30分の便で、ゆめタウン柳井から乗ります。」
- 第一タクシー 「ありがとうございます。ご利用は〇日で、行きは8時30分の便で周東病院まで、お帰りは11時30分の便でゆめタウン柳井から乗車ですね。最後にお電話番号をお願いします。」
- 利用者 「27-〇〇〇〇です。」
- (※携帯電話をお持ちの場合は、その番号をお知らせください。)
- 第一タクシー 「ありがとうございます。ご予約承りました。もし、変更、キャンセルが生じた場合は1時間前までにご連絡ください。」

乗車するとき

タクシー(普通、ジャンボ)に**阿月神明号**の表示があります。お名前を告げて乗車してください。

料金の支払い

タクシーから降りる際に現金にてお支払ください。

阿月地区内(柳井医療センターを含む)は **300円**(片道1人)

阿月地区外は **500円**(片道1人)

小児(小学生以下)は半額、3歳未満は無料(ただし同伴者がいない場合は小児運賃)

障がい者手帳所持者は半額(第1種の方と同乗する介護人も半額になります。)

利用のルール

- ① **予約変更、取消は、当日の出発時刻の1時間前までに柳井第一交通へ連絡**してください。
- ② 介護や支援が必要な方は介護者や支援者と同乗ください。(介護者、支援者料金必要)
- ③ 乳幼児は保護者と一緒にご利用ください。
- ④ 基本的には自宅まで送迎しますが、道路事情により自宅まで行けない場合があります。
- ⑤ 『阿月神明号』は、予約の状況により相乗りとなる場合があります。
- ⑥ 予約の状況により、迎えの到着時刻等が前後することがあります。
- ⑦ 行きのみ、帰りのみの利用もできます。お気軽に申し込みください。

柳井市地域公共交通会議委員名簿

任期：令和3年5月1日～令和5年4月30日

区 分	組織名・団体名	氏 名	備考
市長	柳井市	井原 健太郎	
一般旅客自動車運 送事業者の代表者 及びその組織する 団体の代表者	防長交通株式会社 営業部長	河合 貴志	
	柳井地区タクシー協会 会長	河村 良太郎	R4. 2. 7変更
住民又は利用者の 代表者	柳井地区社会福祉協議会 会長	坂本 和雄	
	日積地区社会福祉協議会 理事	笹木 徹信	
	伊陸夢プラン支援協議会 副会長	中西 英次	
	新庄地区社会福祉協議会 副会長	守田 達夫	
	余田地区社会福祉協議会 会長	沖永 佳則	
	伊保庄地区社会福祉協議会 会長	田中 一美	R4. 4. 1変更
	阿月地区社会福祉協議会 委員	児玉 良弘	
	平郡東連合自治協議会 会長	鈴木 喜義	
	平郡西地区社会福祉協議会 会長	鈴木 進	
	大畠地区社会福祉協議会 理事	堀内 洋	
	市民代表	中田 達生	
	市民代表	山近 久枝	
中国運輸局山口運輸支局長又 はその指名する者	中国運輸局山口運輸支局 首席運輸企画専門官	山田 敏行	R4. 4. 1変更
運転者が組織する 団体の代表者	私鉄中国地方労働組合防長交通支部	川中 隆史	
道路管理者の代表 者	中国地方整備局山口河川国道事務所 交通対策課長	三浦 道人	R4. 4. 1変更
	山口県柳井土木建築事務所 維持管理課長	小野 理	
	柳井市 建設部 土木課長	笠松 英明	
県警察の代表者	山口県柳井警察署 交通課長	土屋 哲郎	R4. 3. 22変更
学識経験を有する 者	山口大学大学院創成科学研究科 教授	榊原 弘之	
運営上必要と認め る者	西日本旅客鉄道株式会社 岩国管理駅 副駅長	三浦 正幸	
	平郡航路有限会社 常務取締役	切戸 泰	
	山口県観光スポーツ文化部 交通政策課 課長	渡邊 昭博	R4. 4. 1変更
	柳井市経済部長	徳武 伸幸	
オブザーバー	中国運輸局山口運輸支局 首席運輸企画専門官	薦 真	
	柳井三和交通株式会社 交通部長	末廣 和孝	
	柳井第一交通株式会社 所長	新宅 賢悟	
事 務 局 (経済部商工観光 課)	部次長	出相 貴裕	
	課長	樽田 哲郎	
	課長補佐	石川 義之	
	主査	地久里 真人	